

○財務省告示第四百三十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五十条第十一項の規定に基づき、平成十四年十一月二十日に発行した割引国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十四年十二月五日

財務大臣 塩川 正十郎

- 一 名称及び記号 割引国庫債券（三年）（第十三回）
- 二 発行の根拠 国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項
- 三 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）
- 四 募入決定の方法 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
各申込みの応募額を案分により割り当てる。
- 五 発行額 額面金額で八百九十三億円
- 六 払込金額 額面金額で九十九億七千二百万円

